

東京商工会議所の

医療共済

病気・ケガの入院に備えて

リニューアル版

ご意向に沿った商品内容か必ずご確認ください

医療共済約款、当パンフレットならびに重要事項説明書に記載の保障内容・共済金額・掛金および重要事項等が、お客様ご自身のご意向に沿った内容となっているかを必ずご確認ください。お申込みください。

※このパンフレットはお申込みいただいた後も、大切に保管しておいてください。



安心の入院
1日につき
10,000円

日帰り入院
OK!

平成28年11月1日から適用



医療共済の特長

病気の入院



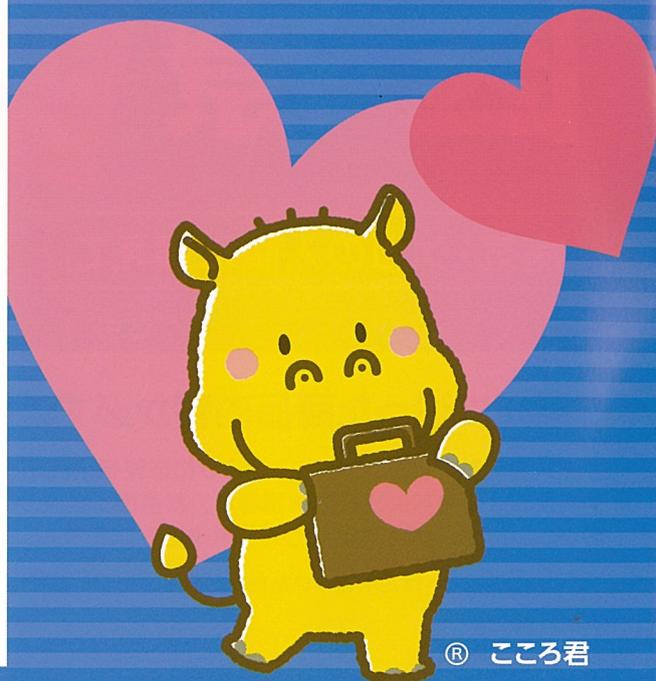
ケガの入院



日帰り入院



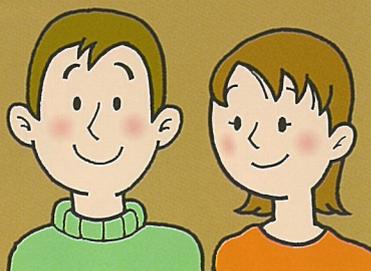
入院したとき
所定の手術



® こころ君

掛金負担が少ないのが うれしい

もしもの病気やケガの入院に備えて保障を
考えたいけど…毎月の掛金も抑えたい、
掛金が安価で加入できる保障があると
助かるな。



1日につき10,000円の 入院保障

従業員が安心して働ける環境を整備したい
ので、まず、病気やケガで入院したときの
保障を検討したい。わかりやすく
シンプルな保障が
あるといいな。



日帰り入院 OK

忙しい毎日なので日帰り入院があるといいな。
それに、女性特有の病気も心配なので
しっかり入院や手術の保障も
準備しておきたいな。



納得してご加入いただけます。

医療共済は、 シンプルな保障で安心をサポート

- 病気やケガで入院された場合、初日から1日10,000円を保障。
(1回の入院につき60日、通算支払限度日数 病気・ケガそれぞれ1,000日)
- 日帰り入院から保障。
(日帰り入院とは入院日と退院日が同一の入院をいい、入院基本料のお支払い有無により判断します)
- 病気・ケガで入院したとき所定の手術を受けた場合、手術共済金を保障。
- 健康状態の査定は、申込書の「告知」によって行い医師による診査はありません。
- 新規ご加入は満5歳～満65歳までの方(満74歳まで更新いただけます)。
- 会員事業所の役員・従業員ご本人とその二親等以内のご親族もご加入いただけます。
- 事業所が掛金を負担する団体(法人)契約もごございます。別途ご相談ください。

保障の内容

	満5歳～満69歳の方	満70歳～満74歳の方
病気入院共済金 病気・ガンでの入院 ■ 通算支払限度日数 1,000日 傷害入院共済金 ケガでの入院 ■ 通算支払限度日数 1,000日	1日につき 10,000円 1回の入院については60日まで	1日につき 5,000円 1回の入院については60日まで
手術共済金 病気またはケガで上記入院時に 所定の手術を受けたとき	入院共済金日額の10倍・20倍・40倍 10万円・20万円・40万円 (手術の種類により1回につき)	入院共済金日額の10倍・20倍・40倍 5万円・10万円・20万円 (手術の種類により1回につき)

■ 上記以外のプランもごございます。

例えば…
病気で入院
の場合

胃かいようで10日間入院し、手術をした場合
病気入院共済金 10,000円×10日= **100,000円**
手術共済金(20倍) **200,000円**
[その他の胃・食道手術(開胸・開腹術を伴うもの)]
支払額合計 **300,000円**

例えば…
ケガで入院
の場合

足の骨折で40日間入院し、手術をした場合
傷害入院共済金 10,000円×40日= **400,000円**
手術共済金(10倍) **100,000円**
[四肢骨・四肢関節観血手術(手指・足指を除く)]
支払額合計 **500,000円**

申込日または更新日における満年齢（男女共通）	月額掛金
5歳～30歳	1,480円
31歳～40歳	1,730円
41歳～45歳	1,930円
46歳～50歳	2,380円
51歳～55歳	3,670円
56歳～60歳	4,380円
61歳～65歳	6,980円
66歳～69歳（更新契約のみ対象）	8,350円
70歳～74歳（更新契約のみ対象）	5,920円

- 本共済は配当金および解約返戻金はございません。
- 本共済の掛金は生命保険料控除の対象にはなりません。
- 本共済は1年定期保障で自動更新されます。

（更新日の満年齢で掛金が変わります）

♥ 加入資格および条件

■ 共済契約者の資格

本契約の契約者となることができる方は、東京商工会議所（以下「本商工会議所」といいます。）の会員事業所に在籍する役員、従業員および個人事業主、本商工会議所の会員事業所（団体契約の場合）、ならびに商工会議所事務局員です。

■ 被共済者の範囲

本契約の被共済者の範囲は以下に該当し、かつ、加入申込みにより本商工会議所が加入を承諾した方です。

- ① 共済契約者（団体契約の契約者は除く）
- ② 契約者が会員事業所に在籍する役員、従業員および個人事業主、商工会議所事務局員等の場合には、契約者の二親等以内の親族である方。
- ③ 個人契約の場合、契約者が会員事業所を退職または会員事業所が本商工会議所の会員を退会した場合で、契約者が本契約を継続する場合には、退職時または退会時に被共済者であった二親等以内の親族である方。
- ④ 団体契約の場合には、契約者の役員、従業員および個人事業主。
- ⑤ 申込日において、年齢が満5歳以上、満66歳未満の方。
- ⑥ 更新日において、年齢が満75歳未満の方。
- ⑦ 申込日において、「健康で正常に就業している」方、または、「健康で正常な日常生活を営んでいる」方。
- ⑧ 申込日および更新日において、別表1記載の「加入できない職業」に従事していない方。

加入できない職業

（別表1）

- ① テストパイロット、テストドライバー、テストライダーその他これらに類する職業に従事する方
- ② 競馬、競輪、オートレース、競艇その他これらに類する職業競技に従事する方
- ③ 力士、拳闘家、プロレスラー、プロスキーヤーその他これらに類する職業に従事する方
- ④ 坑内・隧道内作業従事者
- ⑤ スタントマン、レスキュー隊員
- ⑥ サーカス、曲芸等に従事する方
- ⑦ 猛獣を取り扱う方
- ⑧ ゴンドラ等を使用する窓拭き業に従事する方（3階建以上の建物窓拭き業）
- ⑨ その他本商工会議所が別に定める職業



® こころ君

ご意向に沿った商品内容が
必ずご確認ください

本書面に記載の保障内容・共済金額・共済掛金などがお客さまご自身のご意向に沿った内容となっているかを必ずご確認ください。

契約概要

医療共済は、東京商工会議所の会員事業所役員・従業員の皆様による助け合い事業として、東京商工会議所が直接運営する共済です。

保障内容

〈病気保障〉

被共済者が発効日(下欄「保障の開始」ご参照)以後に発病した病気を原因として、共済期間内に以下に該当した場合に共済金をお支払いします。

(1) 病気入院共済金

病院または診療所に入院を開始した場合、1回の入院について60日を限度として、1日につき本共済所定の保障内容の病気入院共済金をお支払いします。

(2) 病気手術共済金

病気入院共済金が支払われている場合で、その治療を目的として所定の手術を受けた場合、手術の種類に応じて、本共済所定の保障内容の病気手術共済金をお支払いします。但し、1回の入院に基づく病気手術共済金の支払は1回の手術に限るものとし、1回の入院期間中、2回以上の手術を受けた場合は、そのうち最も高い金額の病気手術共済金のみをお支払いします。

〈通算支払日数について〉

本商工会議所がお支払いする病気入院共済金および傷害入院共済金の通算支払日数は、それぞれ1,000日を限度とします。

〈傷害保障〉

被共済者が共済期間内に生じた急激かつ偶然な外来の事故により、以下に該当した場合に共済金をお支払いします。

(1) 傷害入院共済金

病院または診療所に入院を開始した場合、1回の事故について60日を限度として、1日につき本共済所定の保障内容の傷害入院共済金をお支払いします。

(2) 傷害手術共済金

傷害入院共済金の支払事由に該当する入院期間中に、病院または診療所においてその傷害の治療を直接の目的として所定の手術を受けた場合、手術の種類に応じて、本共済所定の保障内容の傷害手術共済金をお支払いします。但し、1事故に基づく傷害手術共済金の支払は1回の手術に限るものとし、1事故に基づく支払事由に対して2回以上の手術を受けた場合は、そのうち最も高い金額の傷害手術共済金のみをお支払いします。

入院(日帰りを含む)とは・・・

医師による治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

お申込方法

■申込みの手続き

本商工会議所所定の加入申込書および健康状態告知欄に契約者および被共済者ご自身でご記入、ご捺印のうえ、本商工会議所共済センターへご提出ください。

■共済掛金および共済金額の設定

- ①本契約の共済掛金は、申込日または更新日における被共済者の満年齢に応じて本共済所定の共済掛金および共済金額を適用します。
- ②同一の被共済者は1口を超えて、加入することができません。

■共済掛金の払込

- ①本契約の共済掛金は、本商工会議所が指定した金融機関の口座振替による方法によりお支払いください。
- ②毎月15日(以下「申込締切日」といいます。)までに本商工会議所に受け付けられた申込みの第1回目共済掛金については、申込締切日の属する月の翌月22日、第2回目以降の共済掛金については、第1回目共済掛金の払込日の翌月以後毎月22日に指定された金融機関から口座振替いたします。
- ③口座振替の振替日が、金融機関の口座振替休業日の場合には、翌営業日に口座振替を行います。

保障の開始

第1回目共済掛金が払い込まれたときは、その払込日の属する月の1日(以下「発効日」といいます。)の零時より保障が開始します。

ガンに関しては、発効日からその日を含めて90日を経過した日の翌日を「ガン保障開始日」とします。

■共済期間と更新

共済期間は発効日より1年間です。また共済期間満了日の2カ月前の応当日までに、この医療共済を継続しない旨のお申し出がない限りで、契約者の資格要件を満たし、被共済者の範囲に該当し、かつ、本商工会議所が本契約の更新を承諾した場合には、更新掛金の払い込みを条件としてこの医療共済は更新されます。但し、この医療共済が更新される際、別表1に記載した「加入できない職業」に就いたときは更新できません。

■お申込みの取消し(クーリング・オフ制度)

- ①本契約の申込日からその日を含めて14日を経過したときを除き、書面による通知により本契約の申込みを取り消すことができます。
- ②本契約の申込みを取り消した場合は、本契約は成立しなかったものとし、本商工会議所は払い込まれた共済掛金の全額を契約者に返戻します。

■告知義務・通知義務

- ①契約者または被共済者が本契約の加入申込の際、故意または重大な過失により不実のことを告げたとき、または本商工会議所に告げるべき事項を告げなかったときは、共済金のお支払いができない場合があります。また本商工会議所は本契約を将来に向かって解除することができます。
- ②本契約の締結の後、被共済者が別表1「加入できない職業」に就いたときは、契約者または被共済者は遅滞なくその旨を本商工会議所に通知しなければなりません。故意または重大な過失により、遅滞なく通知しなかった場合には、本商工会議所は、将来に向かって本契約を解除することができます。
- ③本契約が更新される際には、本商工会議所が契約者および被共済者に対し、所定の書面により確認を求めた事項について、契約者および被共済者はその書面に指定する方法により本商工会議所に通知しなければなりません。

■責任開始期(発効日)について

第1回目共済掛金が本商工会議所に払い込まれた日の属する月の1日の零時から本契約上の責任を負います。

■ガン保障開始日

被共済者が悪性新生物(以下「ガン」といいます。)に罹患したことを原因とする入院については、発効日からその日を含めて90日を経過した日の翌日を「ガン保障開始日」とし、ガン保障開始日以後に初めて発病したガンを原因として入院を開始した場合のみ、病氣入院共済金の支払事由に該当するものとします。

■発効日以前のガン診断確定による本契約の無効

被共済者が発効日の前日までにガンと診断確定されていた場合には、契約者または被共済者のその事実の知、不知にかかわらず、本契約のうちの当該被共済者にかかる本契約は、無効となります。

■本契約の解約

- ①契約者は、本商工会議所所定の書類(以下「解約申請書類」といいます。)にて、本契約の全部または一部を将来に向かって解約することができます。
- ②解約申請書類が毎月15日(以下「解約申請締切日」といいます。)までに本商工会議所に受け付けられたものについては、解約申請締切日の属する月の末日を解約日とし、本契約の保障の効力は、解約日の翌日の零時より失います。
- ③解約申請書類が本商工会議所に受け付けられた解約申請締切日の属する月の末日までに、契約者が本契約により本商工会議所に払い込むべき共済掛金に滞納が生じていた場合には、最初に滞納が生じた払込日の属する月の前月末日を解約日とみなして、本契約の保障の効力は、解約日の翌日の零時より失います。
- ④解約となった本契約については、すでに払い込まれた共済掛金は返戻しません。

■共済掛金の払込猶予期間と本契約の失効・無効

加入申込後の共済掛金のお支払いについては、払込日の属する月の翌月末日までの期間を払込猶予期間とします。払込猶予期間内に払い込まれない場合には、滞納が発生した払込日の属する月の前月末日の24時をもって本契約は、失効します。

なお、第1回目共済掛金が払込猶予期間内に払い込まれなかった場合には、本契約は、無効となります。

■共済金の受取人について

共済金の受取人は、本商工会議所が認めた場合を除き被共済者とし、被共済者が共済金を受け取ることができない場合には、被共済者の法定相続人となります。(但し、団体契約特約条項により団体を契約者としてこの医療共済に加入する場合は、この限りではありません。)

- 配当金および本契約を解約した場合の返戻はありません。
- 個人契約の場合、契約者が会員事業所を退職または会員事業所が本商工会議所の会員を退会した場合で、契約者が本契約を継続する場合には、制度運営費(月額200円)が別途必要となります。
- 契約者が負担した共済金は、「生命保険料」ではないため、所得税の生命保険料控除の対象にはなりません。従って、年末調整や確定申告に必要な「生命保険料控除証明書」の発行はいたしません。

共済金をお支払いできない主な場合

〈傷害共済金および病氣共済金をお支払いできない主な場合〉

- (1) 契約者、被共済者または共済金受取人の故意または重大な過失
- (2) 被共済者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- (3) 被共済者の精神障害、アルコール依存または薬物依存
- (4) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- (5) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- (6) 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染されたものの放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- (7) 原因の如何を問わず、また、同時発生かあるいは連続して発生したかにかかわらず、テロリズムにより生じた事故
- (8) (4)から(7)の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- (9) (6)以外の放射線照射または放射能汚染
- (10) 原因の如何を問わず頸椎捻挫、バレリュー症候群、頸椎神経根症、脊髄症等の頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛、背痛、椎間板ヘルニアで愁訴を裏付けるに足りる医学的他覚所見(レントゲン、脊髄造影術、椎間板造影術等の検査による)が認められないもの

〈傷害共済金をお支払いできない主な場合〉

- (1) 泥酔状態であったことに起因する事故
- (2) 被共済者が法令で定められた運転資格を持たないで、または酒に酔ってもしくは麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナーなどの影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故

- (3) 被共済者の脳疾患、病氣または心臓喪失
- (4) 被共済者の妊娠、出産、早産、流産または外科的手術その他の医療処置
- (5) 被共済者に対する刑の執行
- (6) 被共済者が次に定める危険な運動等を行っている間に生じた事故
 - ◆山岳登山[ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの]
 - ◆リュージュ、ボブスレー、スカイダイビング、ハングライダー搭乗
 - ◆超軽量動力機[モーターハングライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等]搭乗
 - ◆ジャイロプレーン搭乗
 - ◆その他上記に類する危険な運動
- (7) 被共済者が自動車、原動機付自転車、モーターボート、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類する乗用具による競技、競争、興行または試運転をしている間に生じた事故
- (8) 被共済者が航空機を操縦している間に生じた事故および被共済者が職務として航空機に搭乗している間に生じた事故

〈病氣共済金をお支払いできない主な場合〉

- (1) 発効日から180日以内に生じた被共済者の妊娠、出産、早産、流産
- (2) 後天性免疫不全症候群(エイズ)
- (3) 先天異常またはそれらに随伴する病氣に起因するとき
- (4) 歯科疾患
- (5) 発効日(ガンを原因とする場合は、ガン保障開始日)の前日以前までに発病した病氣もしくはこれらと因果関係が認められる病氣を原因として、発効日(ガンを原因とする場合は、ガン保障開始日)から2年を経過する日までに開始された入院

〈詐欺による取消し・不法取得目的による無効の場合〉

契約者または被共済者による詐欺の行為により契約の全部またはその被共済者に係る契約が取消しになった場合や、保険金などの不法取得目的があつて契約の全部またはその被共済者に係る契約が無効とされた場合

〈重大事由による解除の場合〉

契約者、被共済者または保険金受取人が、保険金などを詐取する目的で事故を起こしたときや、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど重大事由により契約の全部またはその被共済者に係る契約が解除された場合

個人情報の取扱いについて

本商工会議所は、本契約に関する個人情報(医療共済の適切な業務運営を確保するために必要な範囲で医療情報等のセンシティブ情報を含みます。また、過去に取得したものを含みます。)の取扱いを以下の通りとさせていただきます。

■個人情報の取得

業務上必要な範囲内で、適法かつ公正な手段で、個人情報を取得いたします。

■個人情報の利用目的

すべての個人情報について利用目的を以下のように特定し、利用目的の範囲内かつ業務に必要な範囲内で利用いたします。

- ① 共済契約の引受・維持・管理
- ② 共済金等の支払い
- ③ 本商工会議所業務に関する情報提供・運営管理・商品・サービスの充実
- ④ 再共済契約の締結、再共済契約に基づく通知および再共済金の請求
- ⑤ その他医療共済に関連・付随する業務

■個人情報の安全管理

個人情報保護管理者を定め、関係法令等を遵守するとともに、個人データの漏えい・滅失・毀損の防止および個人データへの不当なアクセス防止のために、次の安全管理措置を講じ、これを遵守いたします。また、本措置の継続的改善に努めます。

- ① 組織的安全管理措置
- ② 人的安全管理措置
- ③ 物理的安全管理措置
- ④ 技術的安全管理措置

本措置の内容に従業者に徹底し、その遵守状況を点検・監査するとともに、外部に個人データの取扱いを委託する場合には、委託先の選定基準を定め、委託先の情報管理体制をあらかじめ確認したうえで委託し、委託後も委託先の業務遂行状況を監督いたします。

■個人データの第三者への提供

個人データを第三者に提供する場合には、原則として、ご本人の同意を取得いたします。但し、次の場合には、ご本人の同意を得ないで、第三者に個人データを提供する場合があります。

- ① 法令に基づく場合
- ② 業務遂行上必要な範囲で、募集代理所を含む委託先に取扱いを委託する場合
- ③ 再共済契約に伴い当該共済契約の情報を提供する場合
- ④ 不適切な共済引受や共済金支払いを未然に防ぐための他の共済制度との間の情報交換

■センシティブ情報の取扱い

政治的見解、信教(宗教、思想および信条をいいます。)、労働組合への加盟、人種および民族、門地および本籍地、保健医療および性生活並びに犯罪歴に関する個人情報(以下、「センシティブ情報」といいます。)を次に掲げる場合を除くほか、取得、利用または第三者提供を行いません。

- ① 医療共済の適切な業務運営を確保する必要性から、本人の同意に基づき業務遂行上必要な範囲でセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- ② 共済掛金収納事務等の遂行上必要な範囲において、政治・宗教等の団体もしくは労働組合への所属もしくは加盟に関する従業員等のセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- ③ 相続手続きを伴う共済金支払事務等の遂行に必要な限りにおいて、センシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- ④ 法令等に基づく場合
- ⑤ 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合
- ⑥ 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のため特に必要がある場合
- ⑦ 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

■ご契約内容、事故に関するご照会

ご契約者様のご契約内容・事故に関するご照会につきましては、加入者証に記載の窓口にお問い合わせください。ご照会者様がご本人であることを確認させていただいた上で、対応させていただきます。

■個人情報保護法に基づく保有個人データに関する開示・訂正・利用停止等に関する請求

掲記のご請求につきましては、医療共済事務センターにお問い合わせください。ご請求がご本人であることを確認させていただいたうえで、手続きを行います。

- 本商工会議所は保険会社が加盟する「保険契約者保護機構」の会員ではありません。同機構の行う資金援助等の措置の適用はなく、保険業法第270条の3(保険契約の移転等における資金援助)第2項第1号に規定する同機構の保障対象契約に該当しません。
- 本商工会議所は、医療共済を運営するにあたり経営の安定確保のため、保険会社に再共済を掛けています。
- 本商工会議所の募集人には共済契約締結の代理権はありません。



共済金のご請求・ご登録変更のお手続きは

医療共済事務センター TEL. 03 (5960) 7258

..... 土日祝日・年末年始を除く 9:00~17:00

■事由発生から速やかにご連絡ください。

■共済金については、本書面および「東京商工会議所医療共済約款」にてご確認ください。

この制度のお問い合わせは

東京商工会議所 共済センター TEL. 03 (3283) 7578

..... 土日祝日・年末年始を除く 9:00~17:00

<http://www.tokyo-cci.or.jp>

東商共済

検索

〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-2-2 丸の内二重橋ビル